総合地球環境学研究所における研究成果の取扱いに関する基本方針

総合地球環境学研究所連絡調整会議
平成 26 年　9 月 25 日承認

この基本方針は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究成果の取扱いについての基本理念、方針及び研究所の責務について定めるものである。

I.　基本理念

研究所は、「総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針」（以下「研究基本方針」という。）に則り、新たな総合的視点に立つ「地球環境学」の構築と普及を、大学共同利用機関として推進しており、その過程で生み出された研究成果を広く社会に公開し、その統合的利用並びに将来的な研究、教育及び社会への還元を促進することを、研究所の重要な使命の一つと位置づけている。

研究所は、上記の使命を果たすために、研究成果の取得又は作成に関与した個人及び団体の権利を最大限に尊重しつつ、研究成果を適切に管理し、活用する。

II.　対象とする範囲

1. この基本方針は、以下に掲げる研究活動を対象とする。
   ①　研究基本方針に定める研究プロジェクト等の研究活動
   ②　研究所の施設・設備等を用いる研究活動
   ③　その他、研究所に関わる研究活動
2. この基本方針は、前項で定める研究活動によって取得又は作成され、かつ人が知覚しうる様態のすべての研究成果を対象とする。研究成果には以下のものが含まれる。
   ①　データ及び試資料
   ②　画像、映像、音声、図画及び文書類
   ③　論文、図書、報告書その他の著作物
   ④　装置、化学物質及びこれらに類するもの

III.　研究成果の取扱い

1. 研究所は、研究成果取扱いの様態が法令又は公序良俗に反する場合もしくは研究所の利益と相反する場合を除き、研究成果を以下の方針に従って取扱うものとする。
   ①　研究所は、研究成果の取得又は作成にあたって取り交わされた契約等の履行を妨げない。
   ②　研究所は、研究成果の取得又は作成に関与した個人及び団体が当該研究成果を利用すること及び第三者へ提供することを制限しない。
2. 研究所は、研究基本方針に示された目標を達成するために、研究成果を利用できるもの

とする。

3. 研究所は、原則として、研究成果を使用した著作物等に研究所の寄与を明記することを求めるものとする。

IV. 研究所の責務

研究所は、上記の基本理念を実現するための規程、施設、システム等を整備するとともに、研究成果を適正に管理し、保管する。

V. その他

この基本方針に基づく研究成果の取扱いに関する諸規程については、別途定める。